

香川県児童福祉審議会健全育成部会議事録

令和2年12月15日(火)

香川県庁本館 12 階

第 1 会 議 室

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課

香川県児童福祉審議会健全育成部会議事録

1 日時

令和2年12月15日(火) 14:30～15:20

2 場所

香川県庁本館12階 第1会議室

3 出席委員 (委員8名出席、本部会は有効に成立)

毛利猛部会長

池田信浩副会長、久保博紀委員、小早川佳乃子委員、白川サヨ子委員、土居勝子委員、大出茂晴委員、山本千景委員

4 審議事項

香川県青少年保護育成条例に規定する有害がん具類等の指定について
香川県青少年保護育成条例に規定する有害図書の指定について

5 会議

司会が開会を宣し、松川子ども政策課長が挨拶を行った。司会が各委員を資料1の名簿により紹介の後、審議に移った。

なお、議事の進行については、毛利部会長が務めた。

○ 香川県青少年保護育成条例の改正

(議長：毛利部会長)

平成10年6月15日の香川県児童福祉審議会において、有害図書の指定に関わる審議においては、非公開とすることとなっているが、それ以外については原則公開となっている。非公開とすることが望まなければ非公開とする。議案が2議案あり、「香川県青少年保護育成条例に規定する有害がん具類等」については、原則通り公開審議とし、有害図書の審議については非公開とするが、よろしいか。

異議がないようなので、本日の審議は公開審議とし、後半の有害図書の指定を非公開とする。

本日の傍聴希望者について確認をお願いします。

(事務局)

本日の部会の開催を一般に周知したが、傍聴希望者はいないことを報告する。

(毛利部会長)

本日の会議の議事録署名委員だが、小早川委員にお願いしたい。

(各委員)

異議なし。

(毛利部会長)

それでは、小早川委員をお願いします。

審議に先立ち、まずこの健全育成部会の概要について、事務局の方から簡単に説明をお願いします。

(事務局)

香川県児童福祉審議会健全育成部会の法的根拠、審議事項等を資料2により説明。

(毛利部会長)

本日の審議事項である「香川県青少年保護育成条例に基づく有害図書等及び有害がん具類等の指定について」は、令和2年12月8日付で、知事から児童福祉審議会に諮問され、児童福祉審議会の委員長から、健全育成部会に審議を付託されている。

香川県青少年保護育成条例第8条の2第2項に規定する有害がん具類等の指定について説明願いたい。

(事務局)

香川県青少年保護育成条例に規定する有害がん具類等（クロスボウ）の指定について、資料3により概要を説明。

(毛利部会長)

ただいま事務局から説明があったクロスボウを有害がん具として指定することについて審議する。兵庫県宝塚市でクロスボウを用いた殺傷事件が発生しているが、それ以前に既に有害指定している県がある。また、事件後、全国の自治体で続々と有害指定の条例が出ている。ボーガンという和製英語であれば馴染みがあるかと思う。

(小早川委員)

クロスボウは何のためにあるものか。狩猟用のものか。そもそも純粋にがん具であったものが、威力を増したものか。その経緯が知りたい。

(事務局)

もともと武器であり、西洋で狩猟用に使用されているが、日本では狩猟用としては使われていない。

(小早川委員)

県内でクロスボウを扱っている店は。

(事務局)

県内で対面販売している店舗は、調べた範囲ではないが、インターネットでは全国から購入できる状況にある。販売業者や保護者に対する警告の意味もあり、クロスボウを有害がん具と指定したいと考えている。

(久保委員)

各都道府県における指定状況を時系列で見ると、大きな塊が三つ四つ見られる。それぞれの都道府県の置かれている状況や時代背景があると思われるが、そういったことは把握しているか。

(事務局)

兵庫県の事件が起こる以前のことについては、詳しくは把握できていないが、このような塊があるのは、地域性とか何か事件が起こったからではないかと考えている。本年6月5日に兵庫県が指定し、報道で大きな事件として扱われたことをきっかけに、各府県でもう一度見直したことによって新たな塊になったと考えられる。

(毛利部会長)

昭和60年にひと塊、平成8年は1県指定しており塊とは言えないが、何らかの事件事故を受けて指定されたと思われる。もちろん大きな塊は本年6月5日の事件を受けて以降になるが、兵庫県の事件以前は13県、それから以降に15府県が指定している。香川県が指定すれば29、30番目となる。

(久保委員)

クロスボウは、人の生命や身体に危害を及ぼす危険性があることは明らかである。本年6月の事件を受けていまだ指定していない都道府県が17あるが、指定に向けての動きはあるのか。

(事務局)

今年度中に、クロスボウを有害がん具として指定することを検討している県が1県あり、他の17都道府県については未定と聞いている。

兵庫県でクロスボウを使用して事件を起こしたのは25歳の男性で、今回規制する対象の18歳未満ではない。銃刀法と同じように、全国的に効果のある法律で所持が規制されることが望ましいと考えているが、国の検討状況や他県の動向などを参考に、今回指定することになった。

指定によって、販売業者には18歳未満の青少年への販売禁止義務と、保護者には18歳未満の青少年に所持させないよう注意義務が発生する。クロスボウは、人の身体に危害を及ぼす危険性があることを情報発信し警告していくために、今回指定したいと考えている。

(大出委員)

小中学生の子どもたち、特に男の子はクロスボウのことを知っている。15歳以上でなければできないはずであるが、フォートナイトやモンスターハンターなどのテレビゲームをしている。それらのゲームにはクロスボウが武器として登場し、それを使用してゲーム内で狩猟をする。我々は珍しいと思うが、子どもたちはクロスボウをよく知っている。

子どもたちがクロスボウを手に入れば、それを使用するという事は考えられない話ではない。クロスボウの指定に関して早いか遅いかの話は別にしても、今回この場で審議することは非常に意味がある。

(毛利部会長)

銃刀法の規制が検討されているので、今回の条例の指定がその前段階の暫定的なものになるかも知れないが、例えば、啓蒙的に危険性の周知を図るといった、基本的な効果を果たすのでないかと思う。やはり危険は待ってくれないので、しっかり対応していく必要がある。

香川県では対面で売っているところはないとのことだが、販売業者には一つの規制となるし、保護者にとってはクロスボウという危険が子供の成育環境のなかにあるということを知ってもらう機会になる。

児童福祉審議会に、「条例の指定に向けて適切である」という報告を行えば、諮問に対する答申となるがよろしいか。

(出席委員)

異議なし

(毛利部会長)

この有害がん具類等としてクロスボウを指定することに関する諮問については、児童福祉審議会の委員長から、この部会に審議の付託がされている。児童福祉審議会第6条第6項の規定「部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」となっており、この部会の審議結果の児童福祉審議会委員長への報告が、諮問に対する答申になる。

有害がん具類等としてクロスボウを指定することについては、出席委員の皆様全員が賛成であると認められるので、その内容でこの審議結果を審議会委員長へ報告する。

○ 閉会

予定されていた議題の審議終了後、松川課長が閉会の挨拶をしたのち、部会は閉会した。

以上、会議の顛末を記録し、その正確なるを証するため、次のとおり署名捺印する。

議 長

署名委員